

青森県知事選挙 候補者関係書類一覧（提出先、事前審査を行う場所等）

区分	様式番号	様式名	提出の要否	提出時期	提出先	事前審査を行う場所	備考	
立候補届出関係 (本人届出)	様式1	候補者届出書	◎	立候補の届出をするとき (告示日:5月18日17時まで)	選挙長事務取扱場所 (県庁南棟2階中会議室)	県選管選挙G	無所属の場合は不要 戸籍名で供託してください(通称では供託しない)	
	様式2	宣誓書	◎					
	様式3	所属党派証明書	△					
		供託証明書	◎					
		戸籍の謄本又は抄本	◎					
		住民票(抄本)	◎					
	様式4	通称認定申請書	△					
	参考様式	候補者届出事項の異動届出書	△	届出事項に異動があったとき			説明資料添付。戸籍名を単に平仮名にする等の場合は説明資料不要 (例)現職市町村長等が知事選の立候補届出が受理されたことにより、自動失職となり、職業に異動があったとき	
選挙運動関係	様式9	選挙事務所設置届出書	△	選挙事務所を設置したとき直ちに	①選挙長事務取扱場所(告示日翌日以降は県選管選挙G) ②選挙事務所所在地市町村選管	県選管選挙G	異動時は異動届出書(様式10)を提出	
	様式11	出納責任者選任届	◎	出納責任者を選任したとき直ちに	選挙長事務取扱場所(告示日翌日以降は県選管選挙G)	県選管選挙G	異動時は異動届出書(様式12)、職務代行時は職務代行届出書(様式13)を提出	
	様式14	(報酬を支給する選挙運動のために使用する者の)届出書	△	車上運動員等に報酬を支払おうとするとき事前に	選挙長事務取扱場所(告示日翌日以降は県選管選挙G)	県選管選挙G	報酬を支払う前に提出	
	様式18	選挙公報掲載申請書	△	選挙公報の掲載を申請するとき (5月19日17時まで)	選挙長事務取扱場所(告示日翌日以降は県選管選挙G)	県選管選挙G	・原稿用紙(掲載文を貼ったもの)、写真、点字公報作成用写し(ふりがな・掲載順を記載したものを)を添付 ・修正時は修正申請書(様式19)、撤回時は撤回申請書(様式20)を提出 ※ 事前審査が完了したものは、そのまま受け取ります(告示日に提出する必要はありません)	
	様式21	選挙運動のために頒布するビラについて(届出)	△	ビラを頒布するとき	選挙長事務取扱場所(告示日翌日以降は県選管選挙G)	県選管選挙G	ビラ1種類につき見本2部添付	
	様式22	個人演説会開催届出書	△	公営施設で個人演説会を開催しようとするとき、開催の2日前まで	公営施設所在地の市町村選管			
		候補者用通常葉書使用証明書	△	無料葉書の交付を受け、又は手持の葉書に選挙用の表示を受けるとき	青森中央郵便局		立候補届出受理後に交付される	
		選挙運動用通常葉書差出票	△	選挙運動用通常葉書を差し出すとき	以下の郵便局(青森西、青森中央、弘前、八戸、五所川原、八戸西、むつ、三沢、十和田、野辺地)		立候補届出受理後に交付される	
		新聞広告掲載証明書	△	新聞広告を掲載しようとするとき(無料)	新聞社		立候補届出受理後に交付される	
		選挙運動費用収支報告書	◎	☆1回目:選挙の期日から15日以内(6月19日(月)まで) ☆2回目以降:期限後の寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から7日以内	県選管選挙G		領収書その他の支出を証すべき書面の写しを添付	
立会人関係	様式5	選挙立会人届出書	△	選挙会に立ち会わせるとき。 ※選挙の3日前(6月1日)の17時まで	選挙長事務取扱場所(告示日翌日以降は県選管選挙G)	県選管選挙G	選挙立会人の承諾書(様式6)を添付	
	様式7	開票立会人届出書	△	開票に立ち会わせるとき。 ※選挙の3日前(6月1日)の17時まで	開票立会人を届出しようとする市町村選管		開票立会人の承諾書(様式8)を添付	
選挙公営関係	自動車	公営様式1	選挙運動用自動車の使用の契約届出書	△	選挙運動用自動車の契約をしたとき	県選管総務・行政G	※ 公費負担の書類については、事前審査は行いません。選挙期日後、関係書類をまとめて、県選管(総務・行政G)に提出してください。 契約書等の写しを添付 届出後、選挙運動用自動車の燃料の供給を受けたときは、自動車燃料代確認申請書(公営様式4)を県選管に提出し、自動車燃料代確認書(公営5)の交付を受ける 供託物没収とならなかった場合、業者は、請求書(公営様式3)、請求内訳書(公営様式3内訳)に本証明書を添付して県選管に請求 供託物没収とならなかった場合、業者は、請求書(公営様式3)、請求内訳書(公営様式3内訳)に、本証明書、自動車燃料代確認書(公営様式5)、給油伝票の写しを添付して県選管に請求 供託物没収とならなかった場合、業者は、請求書(公営様式3)、請求内訳書(公営様式3内訳)に本証明書を添付して県選管に請求 契約書等の写しを添える 届出後、選挙運動用ピラの納品を受けたときは、ピラ作成枚数確認申請書(公営様式9)を県選管に提出し、ピラ作成枚数確認書(公営様式10)の交付を受ける 供託物没収とならなかった場合、業者は、請求書(公営様式12)に、本証明書、ピラ作成枚数確認書(公営様式10)を添付して県選管に請求 契約書等の写しを添付 届出後、選挙運動用ポスターの納品を受けたときは、ポスター作成枚数確認申請書(公営様式14)を県選管に提出し、ポスター作成枚数確認書(公営様式15)の交付を受ける 供託物没収とならなかった場合、業者は、請求書(公営様式17)に、本証明書、ポスター作成枚数確認書(公営様式15)を添付して県選管に請求	
		公営様式2	選挙運動用自動車使用証明書(自動車)	△	選挙運動用自動車を使用したとき(自動車)	業者		
		公営様式6	選挙運動用自動車使用証明書(燃料)	△	選挙運動用自動車を使用したとき(燃料)	業者		
		公営様式7	選挙運動用自動車使用証明書(運転手)	△	選挙運動用自動車を使用したとき(運転手)	業者		
	ピラ	公営様式8	ピラ作成契約届出書	△	選挙運動用ピラの契約をしたとき	県選管総務・行政G		
		公営様式11	ピラ作成証明書	△	選挙運動用ピラを作成したとき	業者		
		公営様式13	ポスター作成契約届出書	△	選挙運動用ポスターの契約をしたとき	県選管総務・行政G		
	ポスター	公営様式16	ポスター作成証明書	△	選挙運動用ポスターを作成したとき	業者		
		政見放送	様式15	政見放送申込書	△	政見放送を申し込むとき (告示日前は供託後申込み可能。告示日は5月18日の17時まで)		各放送局
	様式16		録音物使用申請書	△	政見放送に録音物を使用したいとき (告示日前は供託後申込み可能。告示日は5月18日の17時まで)	各放送局		音声、言語機能に障害のある候補者が録音物を使用したいときに提出 各放送局にお問い合わせください
様式17	候補者経歴書		△	政見放送を申し込むとき (告示日前は供託後申込み可能。告示日は5月18日の17時まで)	各放送局	写真(縦4cm、横3cm)を添付(NHK:3枚、民放各社:1枚) 各放送局にお問い合わせください		
資料9-2	手話通訳士派遣申込書		△	政見放送の申込み後、できるだけ速やかに	一般社団法人青森県ろうあ協会	政見放送に手話通訳を付するときに提出 一般社団法人青森県ろうあ協会にお問い合わせください		

※ 看板や拡声器を設置した選挙運動用自動車の設備外積載許可申請の手続及び選挙事務所の看板の設置に係る道路使用許可申請の手続については、最寄りの警察署にお問い合わせください。